

岡崎市委託業務検査要領

(目的)

第1条 この要領は、岡崎市が契約する委託業務請負契約のうち「測量、地質調査及び建設コンサルタント業務」の検査について、必要な事項を定め、もって検査の厳正かつ的確な執行を図ることを目的とする。

(検査の対象)

第2条 検査の対象は、地質調査、測量業務、調査業務、計画業務、及び設計業務のうち、次の各号に掲げる委託業務とする。

- (1) 地質・土質調査共通仕様書（愛知県建設部）に基づく地質・土質調査
- (2) 測量業務共通仕様書（愛知県建設部）に基づく測量
- (3) 設計業務等共通仕様書（愛知県建設部）に基づく調査及び計画並びに設計
- (4) 上記(1)から(3)までの複合した委託業務
- (5) 公共建築設計業務委託共通仕様書に基づく設計

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委託業務は、この要領の対象外とする。

- (1) 契約図書に、岡崎市測量調査等請負契約約款、岡崎市土木設計業務等委託契約約款及び岡崎市建築設計業務委託契約約款のいずれも含まない委託業務
- (2) 1件の当初契約金額が100万円以下の委託業務
- (3) 一般競争入札以外で受注者を決定した委託業務

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完了検査は次の場合に行うものとする。
委託業務が完了したとき。
- (2) 出来形検査は、次の場合に行うものとする。
ア 指定部分に係る委託業務が完了したとき。
イ 引渡部分に係る委託業務が完了したとき。
ウ 一部完了部分に係る委託業務が完了したとき。
エ 契約を解除しようとするとき。
- (3) 手直し検査は、次の場合に行うものとする。
修補の完了を確認するとき。

(検査の時期及び依頼)

第4条 完了検査は、受注者から「完了届」（業務様式第72号）を受理した日から起算して10日以内に行わなければならない。

2 出来形検査は、受注者から「部分完了届」（業務様式第59号）を受理した日から起算して10日以内に行わなければならない。

3 手直し検査は、受注者から「修補補正完了届」（業務様式第79号）を受理した日から起算して10日以内に行わなければならない。

4 業務監督職員又は業務担当課庶務担当者は検査の依頼をするときは、契約業者管理システムの「検査依頼」で所定の項目に入力し、登録するものとする。

(検査職員の任命)

第5条 検査職員の任命は、「岡崎市工事等検査規程」第3条によるものとする。

(検査の準備)

第6条 委託業務担当課長は、受注者に検査の日時、集合場所を、監督職員を通じて口頭で通知するものとする。

(検査の立会)

第7条 検査は、監督職員及び当該委託業務の受注者又は管理技術者又は現場代理人及び主任技術者の立会により行うものとする。

(検査の実施)

第8条 検査は、原則として納入場所又は現地において、設計図書等に定める委託業務の成果物等について、確認をするものとする。

(完了検査の報告)

第9条 検査職員は、完了検査を行ったときは、検査調書（業務様式第81号）を作成し、業務担当課長に提出するものとする。なお、業務担当課長が自ら検査職員となる場合は、その提出を省略する。

2 前項において、検査の結果その給付に不完全な部分があると認めたときは、検査調書に修補補正調書（業務様式第77号）を添えるものとする。

(修補補正の指示)

第10条 業務担当課長は、検査職員から修補補正調書を受理したときは、「修補補正の指示について（通知）」（業務様式第78号）により受注者に修補補正の指示をしなければならない。なお、業務担当課長が自ら検査職員となる場合は、その受理を省略し受注者に修補補正を指示するものとする。

2 検査職員は、修補補正を要する部分の内容が軽易であると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、検査の際に口頭で修補補正を命じることができるものとする。

(修補補正の確認)

第11条 第10条第1項により修補補正を指示した場合は、検査職員は修補補正の完了を確認するための手直し検査を行わなければならない。ただし、第10条第2項による修補補正を指示した場合は、監督職員が修補補正された内容を確認することをもって検査に変えることができるものとする。

(委託業務成績評価)

第12条 委託業務が完了したときは、その成績について「岡崎市委託業務成績評定要領」により評定するものとする。

(検査結果の登録)

第13条 業務担当課は、検査の結果を契約業者管理システムの「検査結果」で所定の項目に入力し、登録するものとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて業務担当課と建設企画課が協議して定める。

(附則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。※組織改正による修正

(附則)

この要領は、令和5年9月25日から施行する。